

広島県告示第九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
下仁賀地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

(一)

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号から八号までを平成三十一年三月二十八日広島県告示第二百八十号（以下「告示」という。）で指定された土地に沿って結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱六号及び七号は告示で指定された標柱二号及び一号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
竹原市	仁賀町		川井	三八九八番一	標柱一号
			堂陣	一一六六九番	標柱二号
				一一六六八番	標柱三号及び四号
				一一六七二番	標柱五号
			川井	一一六七一番	標柱六号
				三九〇二番一	標柱七号
				三九〇四番一	標柱八号

(二)

次に掲げる土地に存する標柱九号と十号を告示で指定された土地に沿って結んだ線、標柱十号から十九号までを順次結んだ線及び標柱九号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱九号は告示で指定された標柱八号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
竹原市	仁賀町		下有屋谷	一二八二番一	標柱九号及び一九号

下有屋谷			東芙蓉		
一二七八番一	一二六九番一	一二六七番一	一〇四六六番一	一〇四六七番一	一〇四六八番一
標柱一八号	標柱一七号	標柱一六号	標柱一四号及び一五号	標柱一三号	標柱一〇号、一一号 及び一二号